

## 令和3年度東紀州環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表

東紀州環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(令和3年4月28日条例第29号)に基づき、東紀州環境施設組合人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

令和4年2月4日

東紀州環境施設組合  
管理者 加藤 千速

## 令和3年度東紀州環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表

### 【公表内容】

- 第1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 第2 職員の給与の状況
- 第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 第4 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 第5 職員のサービスの状況
- 第6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- 第7 職員の福祉及び利益の保護状況
- 第8 その他管理者が必要と認める事項

### 【特記事項】

人事行政の運営等の状況の公表は前年度の状況を集計し、公表いたします。当組合は令和3年4月1日に設立され、令和2年度の普通決算や実績等は集計ができないことから当該箇所を「－」と記載し、一部の状況を令和3年4月1日現在にて記載いたします。

また、派遣職員は派遣元の市町の規定に基づいた取扱いをしています。

第1 職員の任免及び職員数に関する状況（令和3年4月1日現在）

(1) 職員の任免

職員は、すべて構成市町からの派遣によるものです。

(2) 職員数

5人（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町から各1人 派遣）

(3) 職員の退職管理の状況

派遣元の市町の規程に基づいた取り扱いとしています。

第2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和2年度決算）

区分	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件费率(B/A)
令和2年度	—	—	—	—

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たりの 給与 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤 勉手当	小計 (B)	
令和2年度	一人	—	—	—	—	—

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	—	—	—

※1 「平均給料月額」とは、令和3年3月31日現在における職員の基本給の平均です。

※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	会計管理者、事務局長（課長、部長、参事、調整監）	1人	20%
5級	事務局次長（課長補佐、主幹）	1人	20%
4級	係長、副主幹、主査	1人	20%
3級	主任	2人	40%
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	一人	－%
1級	定型的な業務を行う職務	一人	－%

※1 東紀州環境施設組合職員の給与に関する条例に基づく区分の職員数です。

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(3) 職員の勤務成績の評定の状況

派遣元の市町の規程に基づいた取り扱いとしています。

(4) 職員手当の状況

○ 期末手当・勤勉手当（令和2年度決算）

期末手当・勤勉手当	期末手当一月分、勤勉手当一月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置	役職加算5%から15%
令和2年度支給実績 一人当たり平均支給額	－

○ 特殊勤務手当（令和2年度決算）

支給実績	－
手当の種類	－

○ 時間外勤務手当（令和2年度決算）

支給実績	－
職員一人当たり平均支給年額	－

※平均支給年額は支給実績を支給対象職員数で割った金額です。

○ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当	内容	国の制度との異動
扶養手当	配偶者 6,500 円 満22歳までの子 10,000 円 その他扶養親族1人につき 6,500 円 扶養親族で満16歳から満22歳の子1人につき 5,000円加算	同
住居手当	借家、借間住居者 支給対象額 16,000円を超える額 最高支給額 28,000円	同
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 最高支給限度額 31,600円	同
管理職手当	課長、調整監及び局長 35,000円 参事 28,000円	異

(5) 特別職の報酬の状況

区分	報酬
管理者	年額40,000円
副管理者	年額30,000円
議長	年額17,000円
副議長	年額14,000円
議員	年額13,000円
識見を有する監査委員	日額6,000円
議会から選任する監査委員	日額3,000円
情報公開・個人情報保護審査会の委員	日額10,000円
行政不服審査会の委員	日額10,000円

### 第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間 (令和3年4月1日現在)

1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	1時間

#### (2) 年次有給休暇の取得状況 (令和3年中)

期間	総取得日数(A)	全対象職員数(B)	平均取得日数 (A/B)
令和3年中	69日	5人	13.8日

※1 一の年につき20日間付与し、付与された翌年に最大20日間繰越し可能

※2 構成市町から派遣された職員については、令和3年1月1日から3月31日までの各市町に在籍した期間を含みます。

#### (3) 休暇等の種類 (令和3年4月1日現在)

区分	内容
年次有給休暇	1暦年20日(残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができる。)
病気休暇	任命権者が療養を必要と認めたときは、必要な期間(90日以内)について有給
介護休暇(無給)	配偶者、父母等の介護のため、介護を必要とする一の要介護状態ごとに、3回以下かつ合計6か月以下の範囲内

○特別休暇の種類（令和3年4月1日現在）

種類	内容
選挙権その他公民としての権利行使	その都度必要な期間
証人等としての裁判所等への出頭	その都度必要な期間
骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	その都度必要な期間
ボランティア休暇（災害・福祉等）	1暦年で5日の必要な期間
結婚休暇	連続5日の範囲内の期間
産前産後休暇	産後6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間
育児時間休暇	生後1年未満の子への授乳等を行う場合、1日2回、各30分以内
妻の出産に伴う休暇	妻の出産の入院付添い等の場合、2日の範囲内の期間
子の養育のための休暇	妻の産前産後中に小学校就学前の子を養育する場合、5日の範囲内の期間
子の看護のための休暇	小学校就学前の子の看護をする場合、1暦年で5日の範囲内の期間
短期介護休暇	要介護者の介護・世話をを行う場合、1暦年で5日の範囲内の期間
忌引	配偶者10日、父母7日、子5日、兄弟姉妹等3日など
父母の祭日（15年以内の法要等）	1日の範囲内の期間
夏季休暇（盆等の諸行事や健康増進）	盆等の諸行事や健康増進等の行事を行う場合、原則として連続する3日の範囲内の期間
災害による住居の滅失及び損壊	7日の範囲内の期間
災害等による出勤が困難な場合	その都度必要な期間
災害時の出退勤途上の危険回避	その都度必要な期間

（4）育児休業の取得状況（令和2年度中）

区分	男	女	計
育児休業	一人	一人	二人
育児短時間勤務	一人	一人	二人

第4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況（令和2年度中）

（1）分限処分者の状況

降任	免職	休職	降給	計
一人	一人	一人	一人	一人

（2）懲戒処分者の状況

戒告	減給	停職	免職	計
一人	一人	一人	一人	一人

第5 職員のサービスの状況（令和2年度中）

営利企業等の従事許可の状況（地方公務員法第38条関係）

区分	人数
許可人数	一人

第6 職員の研修の状況

令和2年度	—
-------	---

第7 職員の福祉及び利益の保護状況（令和2年度中）

区分	事案件数
勤務条件に関する措置要求	一人
不利益処分に関する審査請求	一人
合計	一人